

八雲町森林整備計画書（案）  
— 新旧対照表 —

令和7年4月  
八雲町農林課

現行計画				新計画											
<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>本町は渡島半島の北部に位置し、渡島半島の背梁山地の分水嶺から太平洋と日本海に面しており、清流遊楽部川や見市川、町の8割を占める森林や緑豊かな牧場、ホタテやアワビ養殖の盛んな町である。気候は温暖で人口は令和5年11月末日現在14,819人となっている。</p> <p>本町の森林は地域住民の生活に密着しており、林業生産活動が積極的に行われるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然生林まで多様な林分構成になっており森林に対する住民の意識、価値観が多様化し求められる機能が多くなってきている。</p> <p>本町の総面積は95,608haであり、森林面積は80,202haで総面積83%を占めている。民有林面積は30,151haでトドマツやスギを主体とした人工林の面積は10,579haであり人工林率35%となっている。年齢構成では7年齢以下の若い林分が36%を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。</p> <p>落部地区や熊石相沼地区、～</p> <p>省略</p> <p><u>また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林においては、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証（SGEC）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林18,447haにおいて、森林認証（FM）を取得し、併せて町内の3社の林業事業体、製材工場もCOC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。</u></p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</p> <p>省略</p> <p>(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策</p> <p>森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <table border="1"> <tr> <td>重視すべき機能</td> <td>森林の区域</td> <td>望ましい森林の姿</td> <td>森林の整備及び保全の基本方針</td> </tr> </table>				重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	<p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>本町は渡島半島の北部に位置し、渡島半島の背梁山地の分水嶺から太平洋と日本海に面しており、清流遊楽部川や見市川、町の8割を占める森林や緑豊かな牧場、ホタテやアワビ養殖の盛んな町である。気候は温暖で人口は令和6年11月末日現在14,565人となっている。</p> <p>本町の森林は地域住民の生活に密着しており、林業生産活動が積極的に行われるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然生林まで多様な林分構成になっており森林に対する住民の意識、価値観が多様化し求められる機能が多くなってきている。</p> <p>本町の総面積は95,608haであり、森林面積は80,191haで総面積83%を占めている。民有林面積は30,153haでトドマツやスギを主体とした人工林の面積は10,550haであり人工林率35%となっている。年齢構成では7年齢以下の若い林分が36%を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。</p> <p>落部地区や熊石相沼地区、～</p> <p>省略</p> <p><u>また、平成30年度に「はこだて森林認証推進協議会」が主体となり、渡島檜山管内の民有林において取得した森林認証（SGEC）は、令和5年10月から第2期目を迎え、本町においても町有林を含めた一般民有林18,312haで森林認証（FM）を取得し、併せて町内の製材工場2社がCOC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化及び認証材の差別化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。</u></p> <p>2 森林整備の基本方針</p> <p>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</p> <p>省略</p> <p>(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策</p> <p>森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。</p> <p>公益的機能別施業森林</p> <table border="1"> <tr> <td>重視すべき機能</td> <td>森林の区域</td> <td>望ましい森林の姿</td> <td>森林の整備及び保全の基本方針</td> </tr> </table>				重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針												
重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針												

水源涵養機能	水源涵養林	省略	省略	水源涵養機能	水源涵養林	省略	省略
	水資源保全ゾーン	省略	省略		水資源保全ゾーン	省略	省略
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	省略	省略	山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	省略	省略
快適環境形成機能	生活環境保全林	省略	省略	快適環境形成機能	生活環境保全林	省略	省略
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	省略	省略	保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	省略	省略
	生物多様性ゾーン	省略	省略		生物多様性ゾーン	省略	省略
文化機能	水辺林タイプ	省略	省略	文化機能	水辺林タイプ	省略	省略
生物多様性保全機能	保護地域タイプ	省略	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。	生物多様性保全機能	保護地域タイプ	省略	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
公益的機能別施業森林以外の森林 省略 (3) その他必要な事項 省略 3 森林施業の合理化に関する基本方針 省略 II 森林整備の方法に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 省略 第2 造林に関する事項 省略 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準				公益的機能別施業森林以外の森林 省略 (3) その他必要な事項 省略 3 森林施業の合理化に関する基本方針 省略 II 森林整備の方法に関する事項 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） 省略 第2 造林に関する事項 省略 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準			

省 略

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1～2 省 略

3 その他必要な事項

省 略

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

省 略

イ 施業の方法

省 略

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

省 略

イ 森林施業の方法

省 略

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

省 略

イ 森林施業の方法

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～5 省 略

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1～4 省 略

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 省 略

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図 番号	備考
熱田お・大新地区	506ha	常丹	4,900m	①	
黒岩地区	8ha	豊津黒岩	1,400m	②	

省 略

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1～2 省 略

3 その他必要な事項

省 略

(2) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

省 略

イ 施業の方法

省 略

八雲町において、区域の設定はありません。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

省 略

イ 森林施業の方法

省 略

八雲町において、区域の設定はありません。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

省 略

イ 森林施業の方法

八雲町において、区域の設定はありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1～5 省 略

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1～4 省 略

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 省 略

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図 番号	備考
黒岩地区	8ha	豊津黒岩	1,234m	①	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

省 略

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単相林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設 / 拡張	種 類	区分	地 区	路線名	延 長 及 び 箇所数	利 用 区 域 面 積	前年 5 年 の 計画箇所	対図 番号	備 考
開設	自動車道		熱田 大新	常丹	1.0-1	506	○	1	起点：八雲町熱田 終点：八雲町大新
〃	〃		花浦 山崎	花崎	-1				
〃	〃		黒岩	豊津黒岩	1.4-1	8	○	2	起点：長万部町豊津 終点：八雲町黒岩
〃	〃		立岩 富咲	立富	-1				
〃	〃		春日 鉛川	春川	-1				
〃	〃		泊川	泊川	-1				
〃	〃		雲石 関内	雲石関内	-1				
	小計				2.4-7				
開設	林業 専用道		見市	見市川	-1				
	小計				-1				

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

省 略

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単相林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

開設 / 拡張	種 類	区分	地 区	路線名	延 長	箇所数	利 用 区 域 面 積	前年 5 年 の 計画箇所	対図 番号	備 考
開設	自動車道		花浦 山崎	花崎		1				
〃	〃		黒岩	豊津黒岩	1.2	1	8	○	1	起点：長万部町豊津 終点：八雲町黒岩
〃	〃		立岩 富咲	立富		1				
〃	〃		春日 鉛川	春川		1				
〃	〃		泊川	泊川		1				
〃	〃		雲石 関内	雲石関内		1				
〃	〃		林業 専用道	見市		1				
	小計				1.2	7				

開設 / 拡張	種 類	区分	地 区	路線名	延 長 及 び 箇所数	利 用 区 域 面 積	前年 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備 考
拡張	自動 車道 (改良)		熱田	熱田	-1				局部改良
〃	〃		〃	〃	-1				法面保全
〃	〃		黒岩	黒岩	-1				局部改良
〃	〃		〃	〃	-2				法面保全
〃	〃		わらび野	磐石岳	-1				局部改良
〃	〃		〃	〃	-6				法面保全
〃	〃		栄浜	栄浜	-1				局部改良
〃	〃		折戸	栄豊	-2				法面保全
	小計				-15				

開設 / 拡張	種 類	区分	地 区	路線名	延 長	箇所数	利 用 区 域 面 積	前年 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備 考
拡張	自動 車道 (改良)		熱田	熱田		1				局部改良
〃	〃		〃	〃		1				法面保全
〃	〃		黒岩	黒岩		1				局部改良
〃	〃		〃	〃		2				法面保全
〃	〃		わら び野	磐石岳		1				局部改良
〃	〃		〃	〃		6				法面保全
〃	〃		栄浜	栄浜		1				局部改良
〃	〃		折戸	栄豊		2				法面保全
	小計					15				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項  
省 略

(2) 細部路網に関する事項  
省 略

4 その他必要な事項  
省 略

第8 その他必要な事項

1 省 略

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  
(1) 林業機械化の促進方法  
将来の森林資源に対する生産供給体制の～  
省 略

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用につい

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項  
省 略

(2) 細部路網に関する事項  
省 略

4 その他必要な事項  
省 略

第8 その他必要な事項

1 省 略

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  
(1) 林業機械化の促進方法  
将来の森林資源に対する生産供給体制の～  
省 略

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用につい

て取り組むこととします。

- ア 森林組合等によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- イ 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を確立
- ウ 間伐の早急な実施を維持するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、研修会等への積極的参加等を推進

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分	現状	将来	
伐倒	チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、フェラーハンチャ	
造材	チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ	
集材	林内作業車、グラブ	林内作業車、スキッド、フォワード	
造林 保育 等	地拵	刈払機、チェーンソー	同左
	下刈	刈払機	同左
	枝打	人力、リモコン自動枝打機	同左

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の～

省略

また、地材地消の推進にあたっては、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づき、町が策定した「八雲町地域材利用推進方針」(平成26年2月策定)に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

当町における素材の生産流通・加工については～

省略

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

て取り組むこととします。

- ア 森林組合等によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- イ 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を確立
- ウ 間伐の早急な実施を維持するため、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- エ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、研修会等への積極的参加等を推進
- オ 下刈りの軽労化を推進するため、リモコン草刈機等の導入を推進

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分	現状	将来	
伐倒	チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、フェラーハンチャ	
造材	チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ	
集材	グラブ、 <u>フォワード</u>	同左	
造林 保育 等	地拵	刈払機、チェーンソー、 <u>グラブ</u>	同左
	下刈	刈払機	<u>刈払機、リモコン草刈機</u>
	枝打	人力、リモコン自動枝打機	同左

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の～

省略

また、地材地消の推進にあたっては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づき、町が策定した「八雲町地域材利用推進方針」(平成26年2月策定)に即して建築物及び土木工事などにおいて積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

当町における素材の生産流通・加工については～

省略

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画



施設の種類	現状			将来		
	位置	規模 (m3)	対図番号	位置	規模 (m3)	対図番号
製材工場	東野	13,000	1	東野	13,000	1
製材工場	相生町	4,200	2	相生町	5,100	2
製材工場	相沼町	5,500	3	相沼町	6,500	3
集成材工場	三杉町	4,100	4	三杉町	5,000	4

4 その他必要な事項  
省略

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項  
省略

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行う場合があります。

(2) その他  
省略

施設の種類	現状			将来		
	位置	規模 (m3)	対図番号	位置	規模 (m3)	対図番号
製材工場	東野	11,200	1	東野	13,000	1
製材工場	相生町	8,900	2	相生町	9,000	2
集成材工場	三杉町	4,000	3	三杉町	4,000	3

4 その他必要な事項  
省略

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項  
省略

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害については、被害の早期発見及び早期防除に努めることが基本であることから、現在の被害状況、害虫の種類、生態、過去の発生状況、枯損被害の可能性等を調査するとともに、被害の程度によっては、薬剤の散布や被害木の早期伐倒・搬出するなど、適切な方法により被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒・搬出する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、渡島檜山地域森林計画区において、道内で初めて確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

(2) その他  
省略



2～5 省 略

IV 森林の保健機能の増進に関する事項  
省 略

V その他森林の整備のために必要な事項  
1～3 省 略

4 森林の総合利用の推進に関する事項  
当町の鉛川地区には～  
省 略

施設の名称	現状		将来	
	対図 番号	規模	位置	規模
町民の森	▽1	刈他 1.20 ha	▽1	保育を実施し健全な育成を目指すとともに町民の憩いの場や各種研修の場として積極的に活用する。また、木彫熊の森は本町が木彫熊発祥の地であることから将来この原木を調達することを目的に造成されたため今後も保育等を適切に実施し優良材の生産を目指すこととする。
こどもの森	▽2	チョウセンゴヨウ 0.50 ha	▽2	
女性の森	▽3	カツラ 1.00 ha	▽3	
漁民の森	▽4	アカエゾマツ 1.20 ha	▽4	
木彫熊の森	▽5	ホクグルミ 0.95 ha	▽5	
春日見本林	▽6	ミズナラ 31.00 ha	▽6	
小牧市・八雲町 交流市民の森	▽7	カツラ 0.30 ha	▽7	
魚を育む森	▽8	ミズナラ他 21.40 ha	▽8	
八雲町生活環境 保全林	▽9	遊歩道他 30.00 ha	▽9	
わんぱくの森	▽10	19 ha 遊歩道 2.6 km 休憩施設 2 棟 作業施設 1 棟 管理棟 1 棟	▽10	

5～7 省 略

2～5 省 略

IV 森林の保健機能の増進に関する事項  
省 略

V その他森林の整備のために必要な事項  
1～3 省 略

4 森林の総合利用の推進に関する事項  
当町の鉛川地区には～  
省 略

施設の名称	現状		将来	
	対図 番号	規模	位置	規模
町民の森	▽1	刈他 1.20 ha	▽1	保育を実施し健全な育成を目指すとともに町民の憩いの場や各種研修の場として積極的に活用する。 <b>遊歩道及び管理棟等にあたっては、草刈りの実施や破損施設の修繕等を実施し、適切な管理に努める。</b> また、木彫熊の森は本町が木彫熊発祥の地であることから将来この原木を調達することを目的に造成されたため今後も保育等を適切に実施し優良材の生産を目指すこととする。
こどもの森	▽2	チョウセンゴヨウ 0.50 ha	▽2	
女性の森	▽3	カツラ 1.00 ha	▽3	
漁民の森	▽4	アカエゾマツ 1.20 ha	▽4	
木彫熊の森	▽5	ホクグルミ 0.95 ha	▽5	
春日見本林	▽6	ミズナラ 31.00 ha	▽6	
小牧市・八雲町 交流市民の森	▽7	カツラ 0.30 ha	▽7	
魚を育む森	▽8	ミズナラ他 21.40 ha	▽8	
八雲町生活環境 保全林	▽9	遊歩道他 30.00 ha	▽9	
わんぱくの森	▽10	19 ha 遊歩道 2.6 km 休憩施設 2 棟 作業施設 1 棟 管理棟 1 棟	▽10	

5～7 省 略